

令和3年度 第2回 甲賀市防災会議 結果概要

日 時：令和4年3月24日（木）
14時00分～15時30分
場 所：甲賀市役所3階 会議室301

1. 出席者数

委員数 45名（会長を除く）
出席者 43名（内、WEB参加11名）
欠席者 2名

2. 傍聴者数

1名 ※報道機関なし

3. 議事の進行

会長 甲賀市長 岩永 裕貴

※議事の進行は、甲賀市防災会議条例第3条3項の規定により会長が行う。

4. 協議事項

甲賀市地域防災計画の修正について

- (1) 改正された関係法令や上位計画等の改定内容等の反映
- (2) その他最新の取組等を踏まえた修正

5. 報告事項

- ①危機管理員会議（通称：次長級調整会議）の明記について
- ②避難所の見直しについて
- ③災害時受援計画の検証訓練の結果報告について
- ④令和4年度市総合防災訓練について
- ⑤甲賀市防災マップの作成と活用方法について
- ⑥令和3年8月大雨の報告について
- ⑦大規模盛土調査の報告および開発行為の厳格化について
- ⑧信楽町勅旨の浸水警戒区域の指定について（滋賀県流域治水の推進に関する条例規定）
- ⑨甲賀市国土強靱化地域計画改定案について

6. 会議資料

- ・【概要】 令和3年度(第2回)甲賀市地域防災計画修正の概要について
- ・【概要補足資料】 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要
- ・【資料1】 ◎高齢者など避難行動要支援者の個別避難計画の作成
- ・【資料2】 ◎防災への女性参画や多様な性に対する視点の強化
- ・【資料3-1】 南海トラフ地震
- ・【資料3-2】 ◎南海トラフ地震臨時情報発表時の本市配備体制について
- ・【資料4】 令和3年度 甲賀市地域防災計画 修正項目一覧表

- ・【報告1】 ○危機管理員会議(通称：次長級調整会議)の設置について
- ・【報告3】 令和3年度 甲賀市災害時受援計画検証訓練 成果報告書
- ・【報告4】 令和4年度 市総合防災訓練(避難所開設運営訓練、情報伝達訓練)について
- ・【報告5】 甲賀市防災マップの活用について
- ・【報告6-1】 令和3年8月13日(金)から19日(木)の大雨の対応等について
- ・【報告6-2】 令和3年8月11日から20日にかけての大雨について
- ・【報告8】 甲賀市信楽町勅旨における浸水警戒区域の指定について
- ・【報告9】 国土強靱化地域計画改定について

7. 議事の結果概要

●協議事項：(1) 改正された関係法令や上位計画等の改定内容等の反映

○事務局から以下の説明を行った。

- ・【概要】に基づき令和3年度甲賀市地域防災計画修正の概要について説明
- ・主な修正内容は以下のとおり

①高齢者など避難行動要支援者の個別避難計画の作成について【資料1】

個別避難計画の作成が災害対策基本法に明記されたことを受け、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、多様な関係機関との連携による個別避難計画の作成に努めることを記載。

②防災への女性参画や多様な性に対する視点の強化について【資料2】

防災会議における女性委員の積極的な登用について記載。

避難所の運営等において、男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に配慮が必要な人の視点を持ち、配慮に努めることについて記載。また、性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めることについて記載。

③南海トラフ地震臨時情報発表時の本市配備体制について【資料3-1、3-2】

国「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更に伴い、南海トラフ地震臨時情報(半割れ、一部割れ、ゆっくりすべり等の各ケースに伴う情報)が発表されることとなった。本市は特別強化地域に指定されていないが、防災対策推進地域に指定されており、臨時情報が発表されている間、どの程度の職員体制で、どの程度の期間、警戒態勢をとるか定めるもの。

○委員から以下の質疑、ご意見を賜った。

(以下、質：委員からの質疑、意：委員からのご意見、回：事務局および担当部局回答)

質) 避難行動要支援者について、個別避難計画における甲賀市内の進捗状況を教えてほしい。また、このコロナ禍でなかなか個別に訪問をし、必要な方々への聞き取りも含めた計画を立てることは難しい。その辺りをどのように考えておられるのかお聞きしたい。

回) 個別避難計画の作成状況

2月末現在 作成済み:203地域中 53地域

作成中:18地域

個別避難計画を作成するにあたっては、このコロナ禍において、集まっていただくことが難しい等、なかなか進んでいかないという状況は十分に認識をしているところである。ただ、災害がいつ起こるか分からない状況において、やはりこの計画というのは進めていく必要があるため、私共もできるだけ地域に入らせていただき一緒に計画を作成していきたいと考えている。

例年の避難行動要支援者同意者名簿の更新時にもしっかりとこのような状況にあるというところと、個別避難計画の作成について一緒にやっていきたいというところもお示しし、できるだけ早急に作っていきたいと考えている。その手法については、これまでどおり出前講座、地域の皆さんへの啓発などを含め取り組んでいく。それに加え、避難行動要支援者同意者名簿の作成、個別避難計画の作成の重要性についての啓発を民生委員の方は勿論のこと、ケアマネージャーの方、健康推進員の方も含め啓発をさせていただこうと考えている。

意) 全体的にはそれで十分だが、個別避難計画の作成に消極的な方がおられる。また、引きこもり状態にある方や、高齢者で認知症の方、そういった方は個別避難計画が非常に立てにくい状況にあることは間違いない。そういった部分も含め、できるだけ自分の命は自分で守るんだということも含め、あるいは家族の協力のもとにこの個別避難計画が203地域全域にわたるような地道な活動、努力は今後も続けていかなければいけないと思っている。

回) ありがとうございます。

本当にそのとおりで考えているため、一つでも多くの地域での作成に向け、私共も誠心誠意努めてまいりたい。

○質疑を打ち切り採決

地域防災計画への「改正された関係法令や上位計画等の改定内容等の反映」について原案どおり承認してよろしいか。

「異議なし」の声

異議なしと認め原案どおり承認する。

●協議事項：(2) その他最新の取組等を踏まえた修正

○事務局から以下の説明を行った。

・【資料4】に基づき関係機関から報告があった修正項目について説明

・主な修正内容は以下のとおり

誤記の修正や文言の統一

担当部局への追加

自衛隊災害派遣要請計画の担当部局に陸上自衛隊を追加

義援金品配布計画の担当部局に甲賀市社会福祉協議会を追加

毒物劇物施設災害予防計画の担当部局に甲賀広域行政組合消防本部を追加 など

○委員から以下の質疑、ご意見を賜った。

意) 現在、甲賀市社協で災害福祉ネットワーク会議が立ち上がり、災害時における対応について協議をしている。できれば、この防災会議と連携が取れるようなかたちで我々としては進めていければ有難いと思っている。

最初の時は、市の担当職員の方にも来ていただいていたが、そういったところもぜひ参加していただければ有難いと思っている。

回) ネットワーク会議については、私共も把握はしており、これからどういったかたちで実際の防災対策や発災時の連携等をしていくかについては、検討を進めていきたいと思っておりますので、またその際にはご協力をお願いしたい。

○質疑を打ち切り採決

地域防災計画への「その他最新の取組等を踏まえた修正」について原案どおり承認してよろしいか。

「異議なし」の声

異議なしと認め原案どおり承認する。

●報告事項

○事務局から以下の報告を行った。

①危機管理員会議（通称：次長級調整会議）の明記について

【報告1】に基づき危機管理課より報告

- ・県の危機管理員会議に習う形で、同じような役割を担う庁内の危機管理事案の調整、管理をする会議として危機管理員会議を甲賀市危機管理計画(庁内計画)に位置づけ、同計画内の職員初動マニュアルに会議の名称と役割を追記する。

②避難所の見直しについて

【資料4】に基づき危機管理課より報告

- ・森林文化ホールを除外→フィランソ土山を指定
- ・甲南西保育園を指定
- ・水口東保育園、岩上保育園を除外→認定こども園このつす園を指定
- ・多羅尾保育園を除外
- ・鮎河地域市民センターの住所変更→再指定

※資料訂正

資料4、P27の193番の「1 老人福祉センター碧水荘を削除」は施設閉鎖されておらず誤り。

③災害時受援計画の検証訓練の結果報告について

【報告3】に基づき危機管理課より報告

- ・令和4年1月17日に甲賀市災害時受援計画にかかる検証訓練を実施。
- ・本訓練は市内で震度7の直下型地震が発生したという想定で、市内の避難所に1万人の避難者が来た場合に、どのように市として対応するかについて訓練参加者がプレイヤーとコントローラーに別れ、状況を付与するような方式により実施。
- ・具体的には避難所運営における課題について、人員や物資の確保という視点から整理し、受援担当が実災害時の応援要請に必要な様式により滋賀県庁防災危機管理局と調整するかたちで実施。
- ・滋賀県を通じた自衛隊の災害派遣要請についても訓練を実施。
- ・災害協定を締結している、一般社団法人 LP ガス協会甲賀支部様と、滋賀県石油商業組合甲賀支部様のご協力のもと、物資調達要領について SNS の LINE を活用したデジタルトランスフォーメーションについて訓練の中で実証実験を実施。

④令和4年度市総合防災訓練について

【報告4】に基づき危機管理課より報告

- ・令和4年度の市総合防災訓練について、災害想定として南海トラフ地震を想定し、コロナ対策を施した避難所運営訓練とし、地域住民および市職員、学校関係者等で実施し、初期対応と関係者間の情報連携などについて確認をしたいと考えている。
- ・日時と場所については、令和4年11月13日(日)、水口高等学校とその隣接である水口中央公民館を主会場として実施を計画している。
- ・綾野学区の区民の皆様および消防署、消防団、水口地域の防災士、水口高校の先生方や生徒の方々にご参画をいただき開催することを計画している。

⑤甲賀市防災マップの作成と活用方法について

【報告5】に基づき危機管理課より報告

- ・防災マップの全戸配布を2月に行った。
- ・できるだけ見やすいよう、比較的大きなサイズのB4判とした。
- ・市民の皆様が自身の避難行動を確認し事前に記入いただくマイ・タイムラインを掲載。
- ・このマップの活用については、改めて4月に入ってからマップの見方、使い方のチラシを区長様等を通じ配布し、また地域の防災士の方々とも連携を図りながら、防災意識の啓発を図っていきたいと考えている。

⑥令和3年8月大雨の報告について

【報告6-1】に基づき危機管理課より報告

- ・日本付近に停滞する前線の影響により、甲賀市においても8月13日から1週間におわり大雨警報や土砂災害警戒情報等が繰り返し発表された。
- ・8月13日16時に6箇所の避難場所を開設、19時10分に2箇所追加。
- ・8月15日10時15分に全避難場所を閉鎖。
- ・開設した避難場所への避難者はなし。避難が必要な方々に確実に安全な場所に避難いただけるよう、今後、緊急度、切迫度が伝わるような情報発信や、より多くの方に迅速、確実に伝わる発信ができるよう改善、強化を図っていく。

【報告6-2】に基づき彦根地方気象台より報告

- ・前線がこの時期にしては珍しく西日本に停滞したという状況で、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ。
- ・甲賀市においては、平年の降水量並みか約2倍近い雨量が降った。
- ・大阪湾の方から湿った空気が流れ込んで、大阪湾から滋賀県にかけて線状の降水帯が発達した。こういった線状の降水帯というのはどこでも起こりうる現象である。少しずれていけば、もっと南の方に降水帯の中心があったかも知れないという状況で、大変予想が難しい現象である。この現象については、気象庁も予測できるような開発に向けて取り組んでいる。
- ・滋賀県気象情報や、土砂キキクル、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報など段階的に発表される気象情報を使ってマイ・タイムラインを作成いただければより参考になると思う。

⑦大規模盛土調査の報告および開発行為の厳格化について

【報告7】に基づき建設部より報告

- ・令和3年7月3日に発生した静岡県熱海市の大雨に伴う土砂災害を受け、甲賀市内の大規模盛土で施工された宅地造成地の125箇所についての安全性を確認するため令和3年7月の2日間において滋賀県が策定された宅地盛土現地調査用のカルテにより目視による断面異常等の現状について現地調査を行った。
結果、重大な事故につながる状況はなかったが、125箇所の内、4箇所の不具合箇所が発見され、地盤面の一部陥没箇所や小規模な段差、湧き水等の箇所であり、いずれも今すぐ災害に直結する事案ではないと判断し、引き続き経過観察を行う。
- ・近年の激甚化、頻発化する災害を踏まえて都市計画法が改正をされ、来る4月1日より災害の危険性のある区域での開発行為が厳格化される。
 - (1)従前は災害危険区域等での自己業務用を目的とした開発が認められていたが、法施行後は自己業務用の開発行為が原則禁止となる。
 - (2)市街化を抑制すべき市街化調整区域では開発行為が厳しく制限されているが、都市計画法第34条第11号・12号の規定により、市が条例で指定した区域では、自己用住宅等の開発が可能となっている。法改正により、条例指定区域に含めることができない区域に、災害危険区域等を含む災害リスクの高いエリアが新たに追加されたため、条例指定区域から除外する。

⑧信楽町勅旨の浸水警戒区域の指定について（滋賀県流域治水の推進に関する条例規定）

【報告8】に基づき甲賀土木事務所より報告

- ・滋賀県では、信楽町勅旨における浸水警戒区域の指定を3月末に予定している。
- ・指定する区域は資料24ページ報告8の図に示す水色に着色されている約42.6ヘクタールの区域で、区域内には家屋が32軒存在している。
- ・今回指定する浸水警戒区域とは、滋賀県流域治水の推進に関する条例第13条に基づき、滋賀県知事が指定する区域で、200年確率降雨時に予想される浸水深が一般的な住居の2階床面が浸水すると考えられる3メートルを超えると予想されているエリア。

指定された区域では、将来にわたって安心して住んでいただける水害に強い地域とするため、住居が新築や増改築される場合、住居の2階が浸水しないかなどについて滋賀県が確認を行う。

- ・今回指定する信楽町勅旨においては、平成28年度から地域の方々との取り組みを進め、令和元年度に甲賀市勅旨区水害・土砂災害に強い地域づくり計画を作成し、その後、区域指定について住民の方々や地権者の皆様への丁寧な説明を繰り返した上で、協議会での協議や条例に指定された手続きを進め3月末までに区域指定する予定。
- ・浸水警戒区域に指定された後は、区域内で住居や社会福祉施設等を新築、あるいは増改築する際には、浸水に対する安全性を確認するため滋賀県に許可申請を行う必要がある。

⑨甲賀市国土強靱化地域計画改定案について

【報告9】に基づき政策推進課より報告

- ・国土強靱化計画は事前防災や事前減災、また迅速な復旧、復興に資する施策をまとめたもので、大規模自然災害などに対する備えとなる計画。
- ・今回は、令和4年度当初予算の編成に伴い個別事業の精査を行い、現計画の改定を行うもの。
- ・計画策定の前提として想定するリスク、また基本目標、事前に備える目標など計画の基本的な方向性は変わらない。
- ・主な改定箇所は以下のとおり
 - (1) 第4章国土強靱化の推進方針の第1節
起きてはならない最悪の事態における推進方針の文言、指標、具体的な事業などについて、今回の改定箇所を朱書き。
 - (2) 第4章国土強靱化の推進方針の第2節
施設分野別における推進方針について文言の見直し、改定箇所を朱書き。
- ・今後のスケジュール
本日の甲賀市防災会議で報告後、市議会3月定例会で新年度当初予算を議決いただければ来月4月の総務常任委員会および議会全員協議会で報告する予定。

※報告に対する質疑、ご意見なし